

平成22年11月16日

# 資 料

(要望にない項目等[地方税])

## 要望にない項目等の検討

○納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するため各省庁が要望している内容に加え、以下の項目について、23年度改正で措置することを検討してはどうか。

### (1)課税の適正化(手続関係)

#### <法人住民税・事業税関係>

##### ○ 還付加算金の計算期間の見直し

会計検査院意見表示事項に基づき国税において還付加算金の計算期間を見直す場合には、あわせて地方税においても同様の対応をとる。

#### <個人住民税関係>

##### ○ 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務の創設

税務執行を円滑化する観点から、国税において給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票について光ディスク等又はe-taxによる提出を義務付けられる場合、当該義務付けられる者について、地方税においても、給与支払報告書等について、光ディスク等又はオンラインによる提出を義務付けることを検討する。

## (2) 課税の適正化(実体法上の措置)

### <法人住民税・事業税関係>

#### ○ 中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直しへの対応

会計検査院意見表示事項に基づき国税において中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲を見直す場合には、あわせて地方税においても同様の検討をする。

#### ○ 中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しへの対応

会計検査院意見表示事項に基づき国税において中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲を見直す場合には、あわせて地方税においても同様の検討をする。

#### ○ 仮決算による中間申告の見直し

国税において仮決算による中間申告を見直す場合には、あわせて地方税においても同様の対応をとる。

### <各税共通>

#### ○ 地方税の罰則の見直し

平成22年度改正における国税の罰則の見直し内容を踏まえ、地方税においても所要の改正を行う。  
また、国税において申告書不提出によるほ脱犯の創設及び消費税の不正還付の未遂を処罰する規定の創設を行う場合には、あわせて地方税においても同様の対応をとる。

## (3) その他

### <国有資産等所在市町村交付金関係>

#### ○ 国有資産等所在市町村交付金法施行令の改正に係る所要の措置

国有資産等所在市町村交付金法第2条第1項第2号の政令で定める共用飛行場として、対象に岩国飛行場を追加する。

※ その他、国税の「要望にない項目等」のうち、地方税に影響するものがある。

# 補 足 資 料

■ 国有資産等所在市町村交付金法施行令第1条（共用飛行場の追加）

市町村交付金において、平成11年度分の交付金から一般公衆の利用に供する共用飛行場を交付対象としているところ。

平成22年3月末に空港法施行令の一部改正により岩国飛行場が共用飛行場と規定され、また、その運用形態は1日4往復の定期就航便も就航予定であることから、平成26年度分の市町村交付金から対象となる予定である。

このため、交付金法第2条第1項第2号の政令で定める共用飛行場として、岩国飛行場を追加する改正を行うもの。

■ 施行期日

平成23年4月1日